

## 八王子市変動型最低制限価格制度試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する業務委託において、実勢価格を入札制度に反映することにより過度な低価格入札を排除し、適正な価格による受注と委託業務の品質確保を図るため、八王子市契約事務規則（昭和29年八王子市規則第9号）第18条の3第5項の規定に基づき変動型最低制限価格を設定する際に必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 変動型最低制限価格制度の対象は、八王子市業務委託に関する総合評価方式実施要綱（令和4年（2022年）4月1日施行）に基づき総合評価方式を適用する業務委託を除く、次の業務委託とする。

- (1) 建物等の清掃業務委託で予定価格が1,000万円以上のもの
- (2) 樹木剪定等の業務委託で予定価格が500万円以上のもの
- (3) 人件費が経費の大部分を占め、業務の性質上、特別な経験や専門性を要しない業務委託で予定価格が1,000万円以上のもの

(算定方法等)

第3条 変動型最低制限価格は、入札案件ごとに、次の手順に従って算定するものとする。

- (1) 有効な全入札価格（予定価格を超えるものを除く。）の平均額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を算出する。
  - (2) 前号の平均額に100分の85を乗じて得た額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を、当該入札案件における最低制限価格とする。
  - (3) 前号の額が予定価格に100分の80を乗じて得た額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を超える場合にあつては100分の80を乗じて得た額とし、予定価格に100分の60を乗じて得た額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に満たない場合にあつては100分の60を乗じて得た額とする。
- 2 前項の規定により決定した最低制限価格は、その決定後に無効があつた場合についても変更しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、有効な入札数（予定価格を超えるものを除く。）が3に満たないときは、変動型最低制限価格は算定せず、予定価格に100分の60を乗じて得た額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を、当該入札案件における最低制限価格とする。
- 4 最低制限価格は、第1項(1)号及び(2)号の規定により算定した場合は入札後に公表し、第1項(3)号又は前項の規定により算定した場合は非公表とする。

(適用方法)

第4条 落札者は、予定価格の制限の範囲内において、前条の規定により算定した最低制限価格以上で最低の価格をもって応札した者とする。

(公表)

第5条 変動型最低制限価格を算定する場合は、当該入札案件の公告又は指名通知書において、その旨を公表する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、変動型最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、契約資産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する案件から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する案件から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年（2020 年）2 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から施行する。